

名古屋港管理組合公報

平成21年6月1日

(月曜日)

第436号

目次

○職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	1
○住居手当規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○名古屋港管理組合議会議員当選者の愛知県議会議長及び名古屋市議会議長からの通知	2
○財政状況の公表	3
○港湾施設の変更	10
○港湾施設の使用停止	12
○港湾施設の廃止	14
公 告	
○刷込公印の使用について	15
雑 報	
○名古屋港管理組合監査委員の失職	15

規 則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十一年六月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第七号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和二十二年名古屋港管理組合規則第五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三号中「派遣された職員」の次に「(以下「職員派遣された職員」という。)」を、「退職派遣者」の次に「(以下「退職派遣者」という。)」を、「特別法人職員」の次に「(以下「特別法人職員」という。)」を、「特別法人」の次に「(以下「職員派遣団体等」という。)」を加え、同条第二項中「とする。」の次に「又は引き続き同一の傷病(公務(職員派遣団体等における業務を含む)若しくは通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十二号)第二条第二項に規定する通勤(職員派遣された職員(公益的法人等派遣条例第二条第一項第二号の規定により派遣された者を除く)、退職派遣者及び特別法人職員にあつては、職員派遣団体等において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤)をいう。)に起因する傷病又は結核性疾患を除く。))により地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づき休職し、当該休職から復職した日から六月以内」を加え、「同号」を「前条第六号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 職員(地方公務員法(昭和三十五年法律第百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)が、この規則による改正前の職務に専念する義務の免除基準に関する規則(以下「改正前の規則」という)第一条第六号の規定により、職務に専念する義務を免除され、その後引き続き同一の傷病(公務(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年名古屋港管理組合条例第一号。以下「公益的法人等派遣条例」という)第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「職員派遣された職員」という)の派遣先の団体又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という)の公益的法人等派遣条例第九条各号に掲げる特定法人若しくは職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)第八条第一項に規定する特別法人職員(以下「特別法人職員」という)の回項に規定する特別法人(以下「職員派遣団体等」という)における業務を含む)若しくは通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十二号)第二条第二項に規定する通勤(職員派遣された職員(公益的法人等派遣条例第二条第一項第二号の規定により派遣された者を除く)、退職派遣者及び特別法人職員にあつては、職員派遣団体等において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤)をいう。)に起因する傷病又は結核性疾患を除く。以下同じ。)により平成二十年十二月一日現に地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づき休職し、当該休職から復職した日から六月以内に同一の傷病により再びこの規則による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則(以下「改正後の規則」という)第一条第六号の規定により職務に専念する義務を免除された場合の改正後の規則第二条第二項の規定の適用については、回項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という)前に改正前の規則第一条第六号の規定により職務に専念する義務を免除された期間(施行日現に改正後の規則第一条第六号の規定により職務に専念する義務を免除された職員(前項の規定の適用を受ける者を除く)が、その日前から引き続き同一の傷病により職務に専念する義務を免除された期間に限る)は、

同

同

鎌倉安男

名古屋港管理組合告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び名古屋港管理組合財政状況の公表に関する条例（平成13年名古屋港管理組合条例第5号）の規定に基づき、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間における名古屋港管理組合の財政状況を次のとおり公表する。

平成21年6月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合の財政の状況

1 平成20年度予算の執行状況（平成21年3月31日現在）

(1) 一般会計

歳入

歳入区分	予算現額	収入済額	備考
分担金及び負担金	9,543,428,000 ^円	9,519,943,357 ^円	
使用料及び手数料	7,211,726,000	6,488,614,510	
国庫支出金	1,125,840,000	1,125,840,000	
財産収入	5,309,196,000	4,819,878,036	
寄附金	10,000	0	
繰入金	297,000,000	45,038,836	
繰越金	1,389,768,000	1,389,768,320	
諸収入	2,029,632,000	1,637,513,790	
組合債	9,396,400,000	4,025,400,000	
歳入合計	36,303,000,000	29,051,996,849	

歳出

歳出区分	予算現額	支出済額	備考
議会費	148,815,000 ^円	135,811,904 ^円	
総務費	7,542,058,000	6,655,185,311	
企画調整費	1,165,539,000	858,544,249	
港営費	3,564,317,000	3,082,206,143	
建設費	10,540,971,000	7,784,673,641	
公債費	13,311,300,000	13,305,878,453	
予備費	30,000,000	0	
歳出合計	36,303,000,000	31,822,299,701	

(2) 特別会計

歳入

歳入区分	予算現額	収入済額	備考
水族館振興基金収入	973,500,000 ^円	730,791,600 ^円	
海事文化振興基金収入	40,000,000	35,243,134	
環境振興基金収入	53,100,000	52,945,259	
歳入合計	1,066,600,000	818,979,993	

歳出

歳出区分	予算現額	支出済額	備考
水族館振興基金	973,500,000 ^円	725,541,600 ^円	
海事文化振興基金	40,000,000	35,243,134	
環境振興基金	53,100,000	52,940,259	
歳出合計	1,066,600,000	813,724,993	

2 財産の状況(平成21年3月31日現在)

区分	現在高
公有財産	
土地	9,454,119.76㎡
建物	167,970.07㎡
山林	—
動産	船舶2隻等
物権	154.86㎡
無体財産権	3件
有価証券	2,903,200,000円
出資による権利	173,000,000円
不動産の信託の受益権	—
物品	447件
債権	23,459,323,548円
基金	2,877,751,980円

3 組合債の現在高（平成21年3月31日現在）

区 分	現 在 高
公 共 事 業 債	78,480,828,365 ^円
港湾整備事業債	23,363,691,299
単 独 事 業 債	15,152,272,860
転 貸 債	14,897,672,548
計	131,894,465,072

4 一時借入金の現在高（平成21年3月31日現在）

区 分	借入限度額	現 在 高
一 般 会 計	4,000,000 ^{千円}	0 ^円

5 平成21年度予算の概要

平成21年度の一般会計は、スーパー中樞港湾として、港湾物流の基幹的施設となる鍋田ふ頭コンテナターミナルの整備や飛島ふ頭南側コンテナターミナルの整備を促進し、船舶の大型化に対応した航路の整備にも積極的に取り組むこととしている。また、背後住民の安全確保のため大規模地震にも対応したポンプ所整備などの地域防災機能の強化、県民、市民に親しまれ賑わいのある、景観に配慮したウォーターフロント創出や緑地整備を始めとする良好な港湾環境の形成を図るため、次の3点を重点施策とする予算とした。

- (1) 国際競争力及び産業競争力の強化と港湾物流の環境変化に対応した港づくり
- (2) 港湾の安全確保と大規模災害にも対応できる地域防災を目指した港づくり
- (3) 環境にやさしく、夢・うるおい・にぎわいのある親しまれる港づくり

その予算額は、338億6,000万円で、対前年度比較で17億6,000万円、率にして4.9%の減少となっている。

(1) 一般会計
歳 入

歳 入 区 分	平成21年度	平成20年度	対前年度比較
分担金及び負担金	9,715,830 ^{千円}	9,543,428 ^{千円}	172,402 ^{千円}
使用料及び手数料	6,272,001	7,365,766	△ 1,093,765
国 庫 支 出 金	1,072,693	1,142,800	△ 70,107
財 産 収 入	5,134,484	5,108,964	25,520
寄 附 金	10	10	0
繰 入 金	269,000	297,000	△ 28,000
繰 越 金	400,000	400,000	0
諸 収 入	2,286,482	2,029,632	256,850
組 合 債	8,709,500	9,732,400	△ 1,022,900
歳 入 合 計	33,860,000	35,620,000	△ 1,760,000

歳 出

歳 出 区 分	平成21年度	平成20年度	対前年度比較
議 会 費	156,974 ^{千円}	148,815 ^{千円}	8,159 ^{千円}
総 務 費	4,106,309	7,444,058	△ 3,337,749
企 画 調 整 費	1,219,966	1,344,339	△ 124,373
港 営 費	3,490,376	3,541,317	△ 50,941
建 設 費	11,915,375	10,389,471	1,525,904
公 債 費	12,871,000	12,722,000	149,000
予 備 費	100,000	30,000	70,000
歳 出 合 計	33,860,000	35,620,000	△ 1,760,000

(2) 特別会計

歳 入

歳 入 区 分	平成21年度	平成20年度	対前年度比較
水族館振興基金収入	278,000 ^{千円}	298,000 ^{千円}	△ 20,000 ^{千円}
海事文化振興基金収入	2,000	10,000	△ 8,000
環境振興基金収入	3,000	3,000	0
歳 入 合 計	283,000	311,000	△ 28,000

歳 出

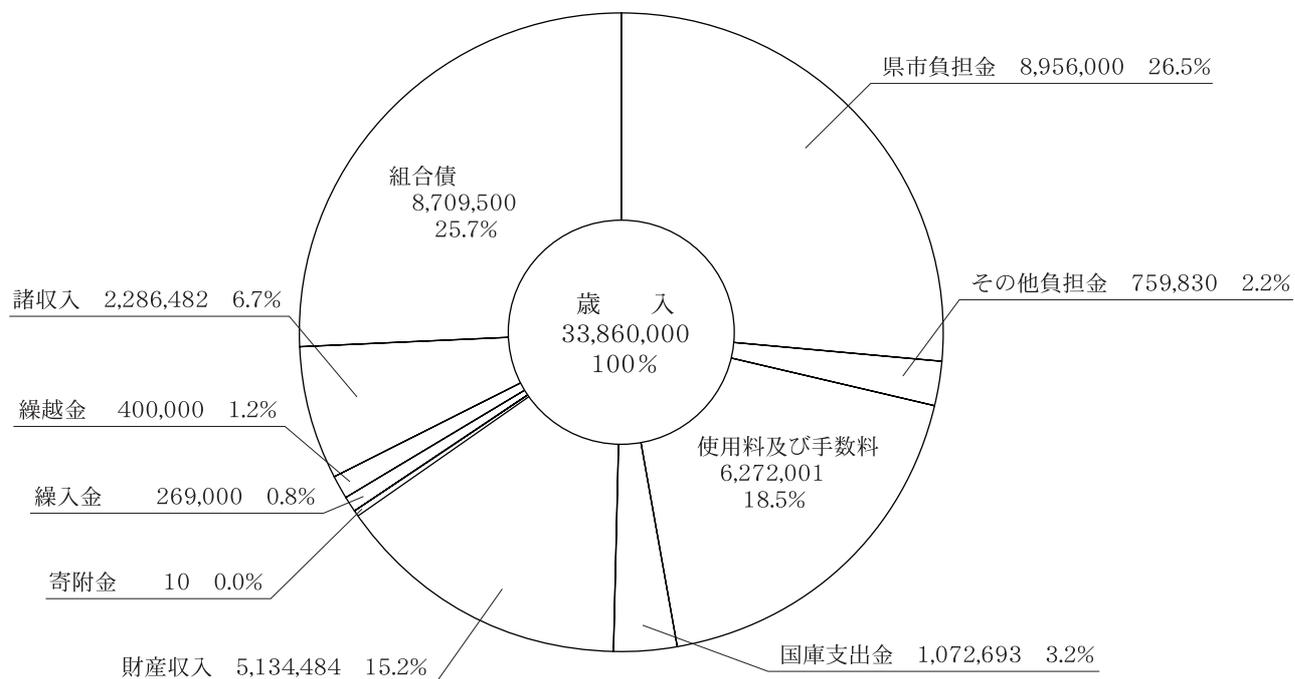
歳 出 区 分	平成21年度	平成20年度	対前年度比較
水族館振興基金	278,000 ^{千円}	298,000 ^{千円}	△ 20,000 ^{千円}
海事文化振興基金	2,000	10,000	△ 8,000
環境振興基金	3,000	3,000	0
歳 出 合 計	283,000	311,000	△ 28,000

(3) 予算の構成割合

ア 一般会計

名古屋港管理組合の歳入は、主要な自主財源である港湾施設使用料、土地使用料などの使用料及び手数料、財産収入で約33.7%を占めている。また、これ以外の主な歳入として県市負担金、国庫支出金及び組合債が約55.4%を占めている。

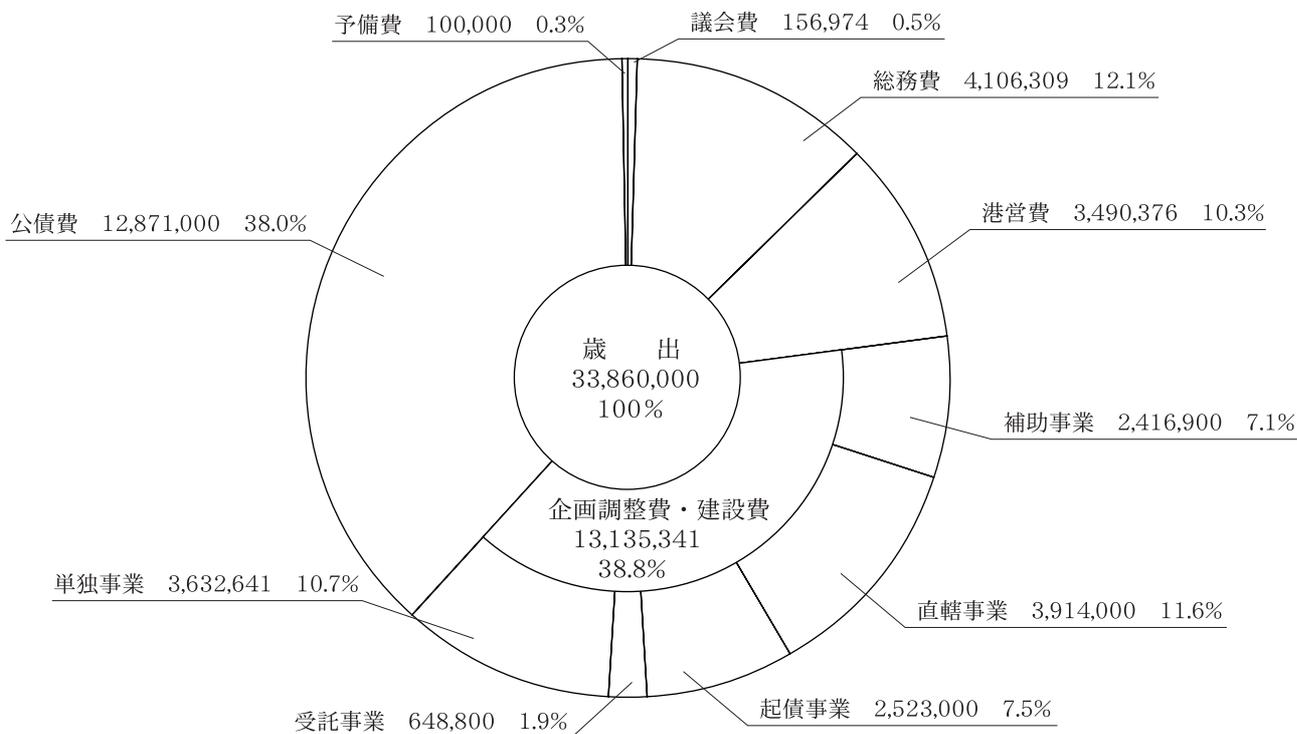
(単位：千円)



一方、歳出予算のうち、道路、岸壁整備などの国庫補助事業、国の行う直轄事業に対する管理者負担金、埠頭用地造成などの起債事業を始めとする投資的経費で、約38.8%を占めている。

また、港湾施設などの管理運営に要する経費は約22.9%で、このほか建設改良事業のために借入れた組合債の元利償還金である公債費が、約38.0%を占めている。

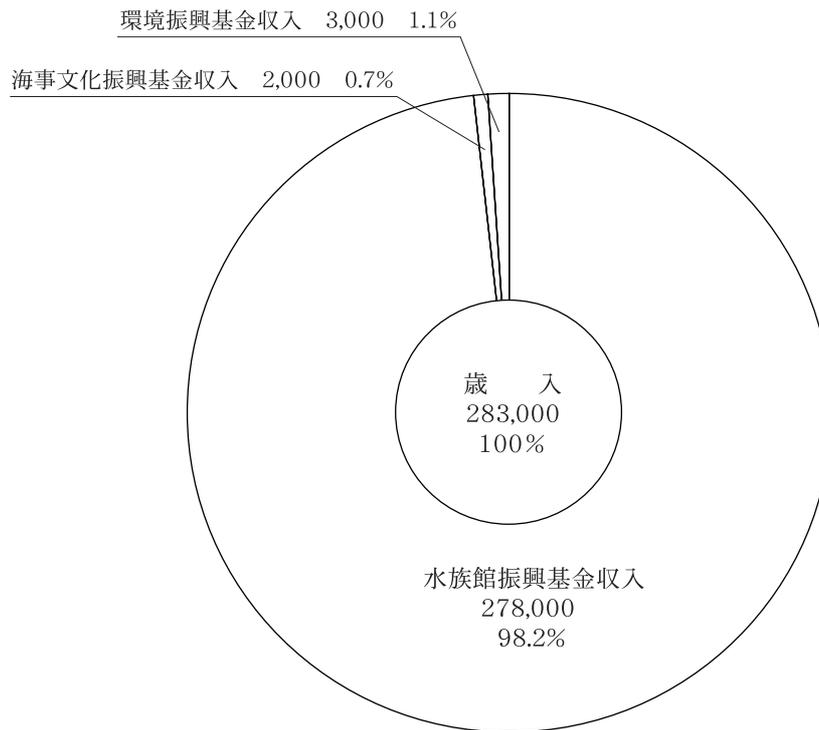
(単位：千円)



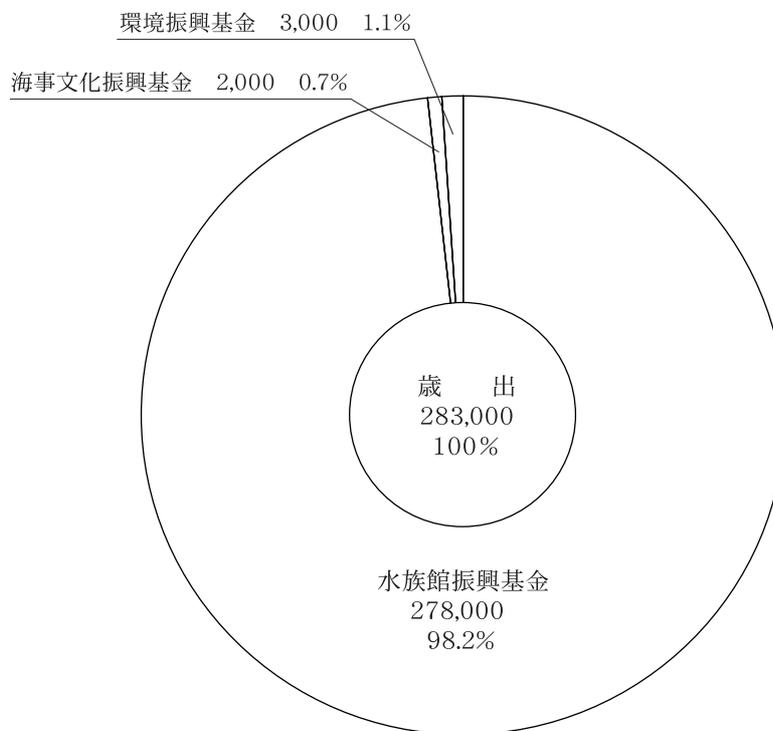
イ 特別会計

名古屋港水族館振興基金、名古屋港海事文化振興基金及び名古屋港環境振興基金の三つの基金に関する特別会計の歳入、歳出予算は、生物入手費などに充てるための水族館振興基金の取り崩しが主要をなしている。

(単位：千円)



(単位：千円)



6 平成19年度決算の概要

(1) 一般会計

歳入

歳入区分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較(増△減)
分担金及び負担金	9,691,926,000 ^円	9,657,738,484 ^円	9,657,738,484 ^円	0 ^円	0 ^円	△ 34,187,516 ^円
使用料及び手数料	7,409,110,000	7,716,683,463	7,695,384,389	0	21,299,074	286,274,389
国庫支出金	1,118,900,000	1,119,000,000	1,119,000,000	0	0	100,000
財産収入	4,836,402,000	5,067,164,222	5,018,745,455	0	48,418,767	182,343,455
寄附金	59,462,000	41,650,000	41,650,000	0	0	△ 17,812,000
繰入金	529,000,000	269,327,540	269,327,540	0	0	△ 259,672,460
繰越金	1,365,720,000	1,365,720,291	1,365,720,291	0	0	291
諸収入	1,566,480,000	1,581,995,491	1,537,339,337	0	44,656,154	△ 29,140,663
組合債	8,346,500,000	8,287,500,000	8,287,500,000	0	0	△ 59,000,000
歳入合計	34,923,500,000	35,106,779,491	34,992,405,496	0	114,373,995	68,905,496

歳出

歳出区分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
議会費	158,784,000 ^円	131,964,373 ^円	0 ^円	26,819,627 ^円	26,819,627 ^円
総務費	6,396,497,000	6,064,014,150	70,000,000	262,482,850	332,482,850
企画調整費	1,087,015,000	1,004,209,408	0	82,805,592	82,805,592
港営費	3,560,355,000	3,088,212,289	0	472,142,711	472,142,711
建設費	10,852,249,000	10,477,825,585	0	374,423,415	374,423,415
公債費	12,838,600,000	12,836,411,371	0	2,188,629	2,188,629
予備費	30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000
歳出合計	34,923,500,000	33,602,637,176	70,000,000	1,250,862,824	1,320,862,824

(2) 特別会計

歳入

歳入区分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較(増△減)
水族館振興基金収入	1,044,000,000 ^円	804,296,558 ^円	804,296,558 ^円	0 ^円	0 ^円	△ 239,703,442 ^円
海事文化振興基金収入	83,700,000	75,889,415	75,889,415	0	0	△ 7,810,585
環境振興基金収入	97,100,000	89,056,063	89,056,063	0	0	△ 8,043,937
歳入合計	1,224,800,000	969,242,036	969,242,036	0	0	△ 255,557,964

歳 出

歳 出 区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
水族館振興基金	1,044,000,000 ^円	799,046,558 ^円	0 ^円	244,953,442 ^円	244,953,442 ^円
海事文化振興基金	83,700,000	75,889,415	0	7,810,585	7,810,585
環境振興基金	97,100,000	89,056,063	0	8,043,937	8,043,937
歳 出 合 計	1,224,800,000	963,992,036	0	260,807,964	260,807,964

名古屋港管理組合告示第18号

次の港湾施設は、平成21年6月1日から次のとおり変更する。

平成21年6月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 係船岸壁

変更前

用途区分を定めた岸壁

名 称	用途区分	位 置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		制限荷重 (1平方メートルあたり)	備 考
						船 舶 の 総トン数	バース数		
76号岸壁	コンテナ船	金城ふ頭西側	メートル 200	メートル 22.5	メートル 10.5	トン 10,000	バース 1	キロニュートン 10	
77号岸壁	コンテナ船	金城ふ頭西側	200	22.5	10.5	10,000	1	10	

変更後

用途区分を定めた岸壁

名 称	用途区分	位 置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		制限荷重 (1平方メートルあたり)	備 考
						船 舶 の 総トン数	バース数		
76号岸壁	重量物船	金城ふ頭西側	メートル 200	メートル 22.5	メートル 10.5	トン 10,000	バース 1	キロニュートン 10	
77号岸壁	重量物船	金城ふ頭西側	200	22.5	10.5	10,000	1	10	

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部Ⅰ荷さばき地 (金城西Ⅰ)	1 ^級	74号岸壁及び75号岸壁隣接	平方メートル 11,014	図による

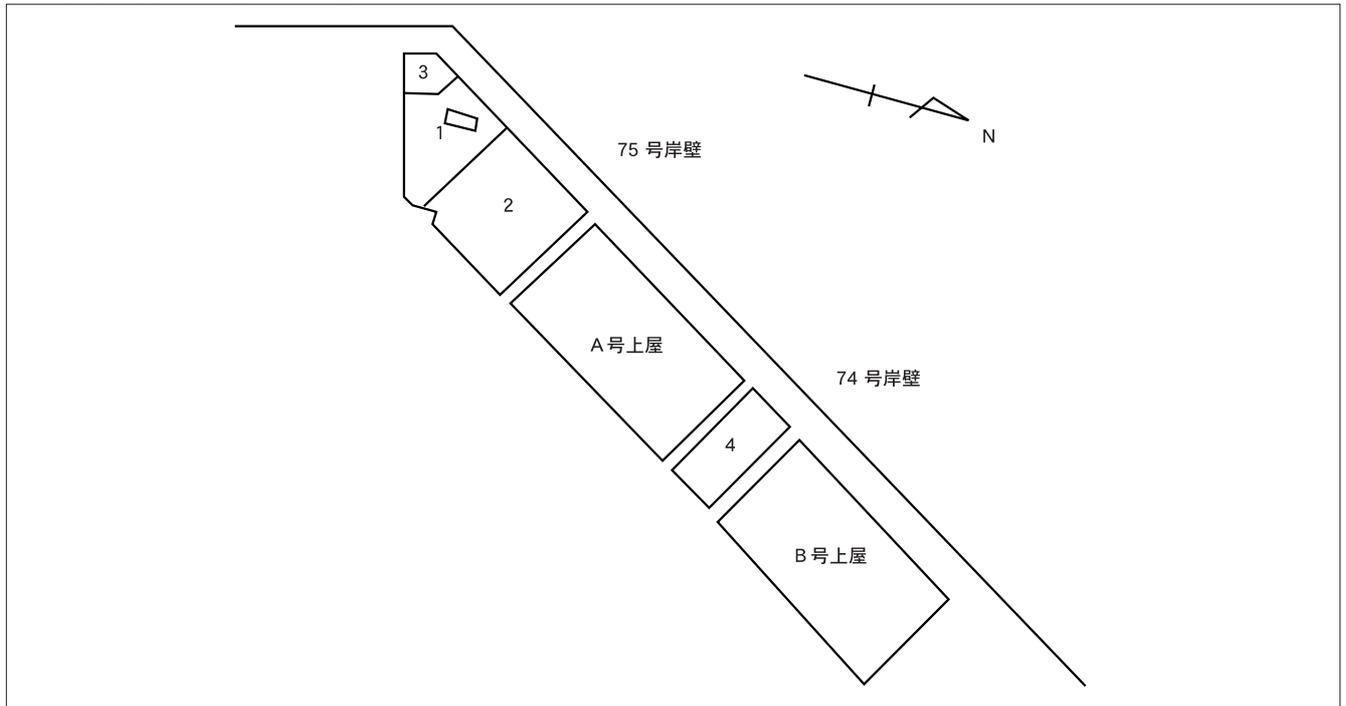
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部Ⅰ荷さばき地 (金城西Ⅰ)	1 ^級	74号岸壁及び75号岸壁隣接	平方メートル 6,798	図による

図（金城ふ頭西部I 荷さばき地）



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 区画の面積は、1は2,262平方メートル、2は3,036平方メートル、3は400平方メートル、4は1,100平方メートルである。

施設の種類 荷さばき地

変更前

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位置	面積 <small>平方メートル</small>	区画
金城ふ頭西部A 荷さばき地 (金城西A)	特	コンテナ貨物	76号岸壁隣接	4,272	図による
金城ふ頭西部B 荷さばき地 (金城西B)	特	コンテナ貨物	77号岸壁隣接	11,532	図による
金城ふ頭西部C 荷さばき地 (金城西C)	特	コンテナ貨物	76号岸壁背後	4,541	図による
金城ふ頭西部D 荷さばき地 (金城西D)	特	冷凍用 コンテナ貨物	76号岸壁背後	1,277	図による
金城ふ頭西部E 荷さばき地 (金城西E)	特	コンテナ貨物	76号岸壁背後	1,332	図による
金城ふ頭西部F 荷さばき地 (金城西F)	特	コンテナ貨物	76号岸壁背後	829	図による
金城ふ頭西部V 荷さばき地 (金城西V)	特	コンテナ貨物	76号岸壁背後	4,013	図による

(図は省略)

変更後

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部A荷さばき地 (金城西A)	1	輸出車輛	76号岸壁隣接	4,272	図による
金城ふ頭西部B荷さばき地 (金城西B)	1	輸出車輛	77号岸壁隣接	11,532	図による
金城ふ頭西部C荷さばき地 (金城西C)	1	輸出車輛	76号岸壁背後	4,541	図による
金城ふ頭西部D荷さばき地 (金城西D)	1	輸出車輛	76号岸壁背後	1,277	図による
金城ふ頭西部E荷さばき地 (金城西E)	1	輸出車輛	76号岸壁背後	1,332	図による
金城ふ頭西部F荷さばき地 (金城西F)	1	輸出車輛	76号岸壁背後	829	図による
金城ふ頭西部V荷さばき地 (金城西V)	1	輸出車輛	76号岸壁背後	4,013	図による

(図は省略)

名古屋港管理組合告示第19号

次の港湾施設は、平成21年6月1日から当分の間、使用を停止する。

平成21年6月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷役機械（軌道走行式）

名 称 (括弧内は、その略称)	位 置	最大巻き揚げ ニュートン数	型 式	備 考
金城ふ頭1号起重機 (金城1号)	79号岸壁エプロン内	477	電動式、軌道走行式ロー プトロリ式橋型クレーン	
金城ふ頭2号起重機 (金城2号)	78号岸壁エプロン内	477	電動式、軌道走行式ロー プトロリ式橋型クレーン	
金城ふ頭4号起重機 (金城4号)	77号岸壁エプロン内	480	電動式、軌道走行式ロー プトロリ式橋型クレーン	

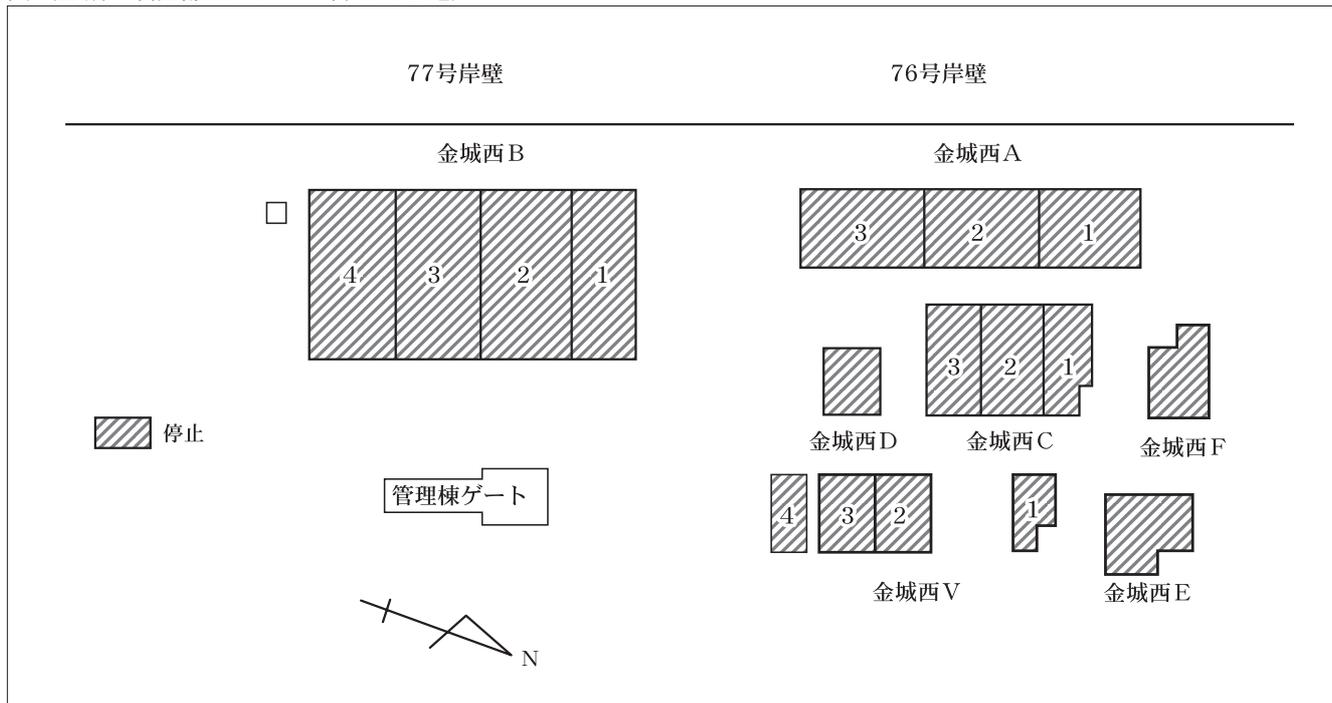
施設の種類 荷さばき地

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部A荷さばき地 (金城西A)	1	輸出車輛	76号岸壁隣接	4,272	図による
金城ふ頭西部B荷さばき地 (金城西B)	1	輸出車輛	77号岸壁隣接	11,532	図による
金城ふ頭西部C荷さばき地 (金城西C)	1	輸出車輛	76号岸壁背後	4,541	図による
金城ふ頭西部D荷さばき地 (金城西D)	1	輸出車輛	76号岸壁背後	1,277	図による

金城ふ頭西部E荷さばき地 (金城西E)	1	輸出車輛	76号岸壁背後	1,332	図による
金城ふ頭西部F荷さばき地 (金城西F)	1	輸出車輛	76号岸壁背後	829	図による
金城ふ頭西部G荷さばき地 (金城西G)	1	輸出車輛	78号岸壁隣接	12,333	図による
金城ふ頭西部V荷さばき地 (金城西V)	1	輸出車輛	76号岸壁背後	4,013	図による

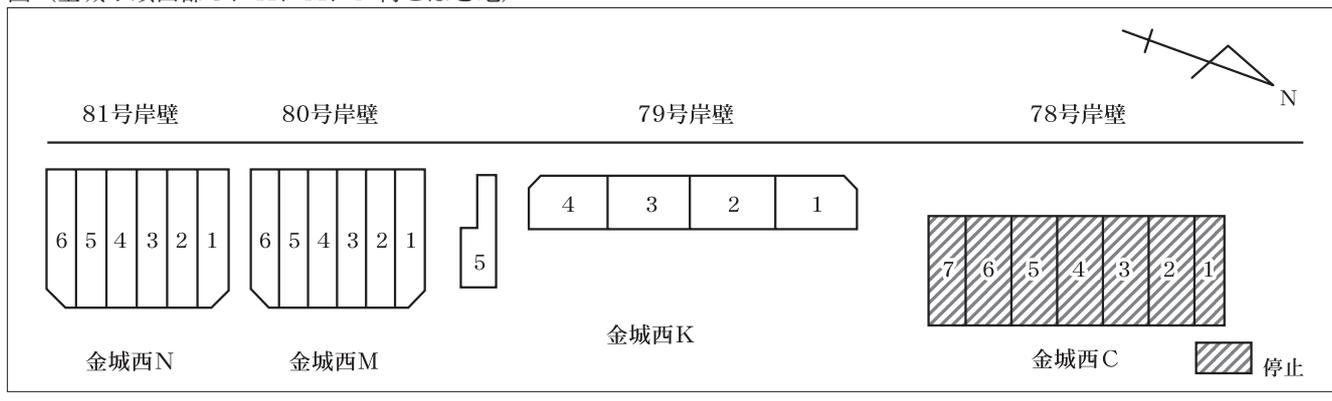
図 (金城ふ頭西部A～F、V荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城西Aの区画の面積は、1は1,392平方メートル (全停止)、2は1,373平方メートル (全停止)、3は1,507平方メートル (全停止) である。
- 3 金城西Bの区画の面積は、1は2,174平方メートル (全停止)、2・3は各3,193平方メートル (全停止)、4は2,972平方メートル (全停止) である。
- 4 金城西Cの区画の面積は、1は1,676平方メートル (全停止)、2は1,305平方メートル (全停止)、3は1,560平方メートル (全停止) である。
- 5 金城西Dの区画の面積は、1,277平方メートル (全停止) である。
- 6 金城西Eの区画の面積は、1,332平方メートル (全停止) である。
- 7 金城西Fの区画の面積は、829平方メートル (全停止) である。
- 8 金城西Vの区画の面積は、1は611平方メートル (全停止)、2は1,257平方メートル (全停止)、3は1,433平方メートル (全停止)、4は712平方メートル (全停止) である。

図 (金城ふ頭西部G、K、M、N荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城西Gの区画の面積は、1は844平方メートル（全停止）、2・3・4・5・6は各2,129平方メートル（全停止）、7は844平方メートル（全停止）である。

名古屋港管理組合告示第20号

次の港湾施設は、平成21年6月1日から廃止する。
平成21年6月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地附属計量機

名称 (括弧内は、その略称)	使用区分	位置	数量	最大能力	型式
金城ふ頭荷さばき地附属計量機 (金城計量機)	一般使用	77号岸壁背後	4	50 ^基 トン	ロードセル式埋込型

施設の種類 荷さばき地附属点検ブリッジ

名称 (括弧内は、その略称)	使用区分	位置	数量	構造
金城ふ頭荷さばき地附属点検ブリッジ (金城点検ブリッジ)	一般使用	77号岸壁背後	4 ^基	鉄骨造り

施設の種類 電気施設

名称	位置	設備容量	数量	備考
コンテナ用電源	金城冷凍コンテナ用 コンセント	金城ふ頭西部D 荷さばき地内	三相220ボルト 50アンペア	32個

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合公印取扱規程（昭和36年訓令第2号。以下「規程」という。）第14条第2項の規定に基づき、名古屋港管理組合の刷込公印の種類、用途、印影の寸法、公印刷込用紙の名称及び使用開始年月日を次のとおり公告する。

平成21年6月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

種 類	用 途	印影の寸法 (mm)	公印刷込用紙の名称	使用開始年月日
管 理 者 印	一般文書用 及び出納用	方12	納入通知書・領収書 納付書	平成21年6月1日
		方12	納付通知書・領収証書 (納付証明書)	平成21年6月1日
		方12	歳入歳出外現金納付書・領収証 書(納付証明書)	平成21年6月1日
		方12	返納通知書・領収書	平成21年6月1日
		方12	納入通知書(口座振替用)	平成21年6月1日
		方12	身分証明書	平成21年6月1日
会計管理者印	出 納 用	方12	領収書(口座振替用)	平成21年6月1日

備考 平成21年訓令第4号による改正前の規程に基づいて印刷されている公印刷込用紙については、従前のおり使用します。

雑 報

名古屋港管理組合監査委員堀場章は、平成21年5月16日日本組合議会議員の任期満了により、名古屋港管理組合同規約第14条第3項の規定に基づき、同日をもって監査委員の職を失った。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合